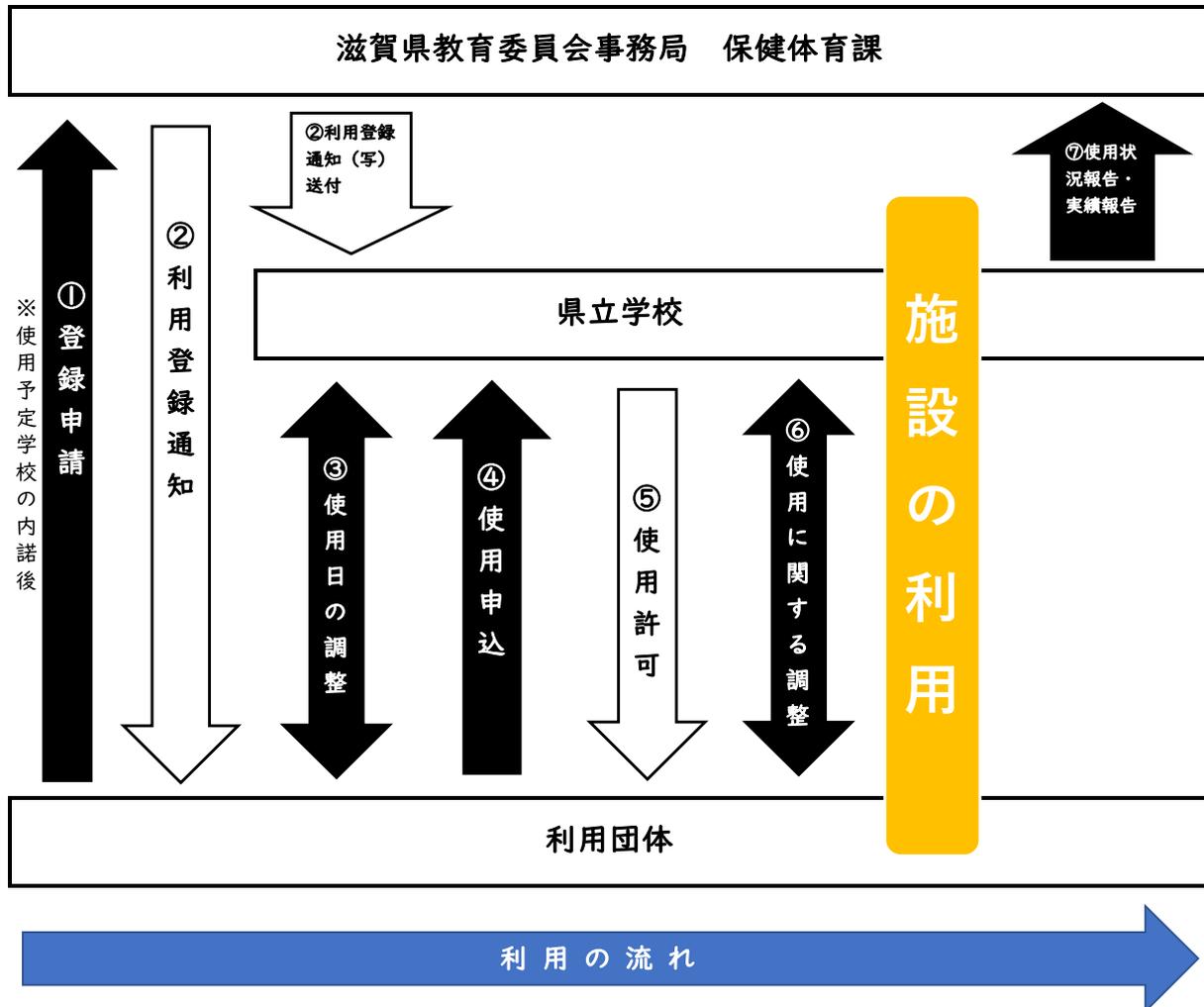


## 学校体育施設利用手続きの流れ（利用登録・施設使用・報告）



### ※※※ 注意事項 ※※※

- ・ 「①登録申請」にあたっては、使用予定の県立学校から事前に内諾を得るとともに、内諾を得た教員の氏名を電話・メール等で保健体育課に連絡ください。（利用を希望する前年度に同学校での利用実績がある場合、内諾は不要としています）
- ・ 内諾をした教員は、学校内での情報共有にご配慮ください。
- ・ 利用にあたってのマナー等に関することは「誓約書」・「利用団体責任者の職務内容について」・「利用に係る留意事項」に記載しております。別途、詳細な調整が必要な場合は「⑥使用に関する調整」を行ってください。